

日本学術会議法人化準備委員会（第17回）

議事録

1. 日時：2026年6月19日（金）14：00～17：01
2. 開催方式：オンライン
3. 参加者：光石 衛、日比谷 潤子、堀 正敏、三枝 信子、磯 博康、吉田 文、川嶋 四郎、明和 政子、尾崎 紀夫、沖 大幹、北川 尚美

○光石委員長

定刻を過ぎましたので、日本学術会議法人化準備委員会第17回を開催いたします。本日の出欠について、欠席の方はいらっしゃいません。

それでは、議題1の会長候補者選考についてに入ります。資料1について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

はい、それでは資料1についてご説明をさせていただきます。前回までご議論をいただきました会長候補者選考についての案でございます。修正あるいは追加をした部分については赤字で記載しておりますので、そこを中心にご説明をさせていただきます。

まず、実際に選考あるいは推薦に入るまでのスケジュール感でございますけれども、ここに書いてあります通り、8月26日頃に、新しく会員になる方に関する情報共有をしたいと考えております。具体的には2ページをご覧くださいと思いますが、2番のところでございます。これまでご説明させていただきました通り、8月の臨時総会におきまして、新しく会員になられる方の承認を経て、総理大臣から委任を受けた設立委員としての光石会長が、新しく会員になる方、会員予定者の方の指名を行うという流れになります。そのスケジュールはまだはっきりしてないところはあるのですが、8月下旬までに終わるであろうということが想定されますので、それを踏まえまして、承継会員の方は、7月中を目途に、会員予定者の方は8月6日の臨時総会后、速やかに会員情報の記載、提出をお願いすることとしております。

そのフォーマットは、5ページに出させていただいておりまして、ほぼ前回同様のものがございますけれども、お名前とか、専門分野、学歴、職歴、研究歴に合わせて、会員としての抱負などを書いたものをお出しいただく予定でございます。こちらを事務局の方で取りまとめまして、8月26日頃を目途に、会長候補者の選考委員会の委員の皆様と、次期の会員の方、承継会員と会員予定者に対して、こちらの情報を共有させていただく。実際に推薦等が始まるまで1週間ほどありますので、その間ちょっとご覧ください、会長にふさわしい方を、お考えいただくということを想定しております。

続きまして、自薦・他薦、1ページで言えば右側ですけれども、9月1日から2日の2日間にわたって自薦・他薦を受け付けたいと考えております。正確に言いますと、1日の10時

から2日の17時まで、立会人は会長及び事務局長ということを考えています。投票が一人一票で、ご自身の名前を書いていただく、つまり自薦であるか、あるいは他の方の名前を書くか、それは自由ということになります。それを踏まえまして、得票があった方について意思確認を行い、意思がある方については、略歴や抱負を出していただく。これは、前回同様ということでございます。

一方、左側の会長候補者選考委員会、これも手続きについては、前回と変わっておりませんが、前回ちょっと口頭で申し上げましたけれども、構成員のうち、やむを得ない事情によって、委員会からどなたも対応できない、承継会員あるいはご都合が悪いという事情がある場合には、事前投票を認めるということを記載しております。こちらも同じように、選ばれた方については、意思確認の上、抱負等の提出をお願いして、取りまとめるということを用意いたしております。

どちらで選ばれた方についても、9月24日ぐらいまでに、略歴・抱負を出していただいた上で、総会の数日前となります9月末頃に、その方のリストと略歴・抱負等を新しい会員の方々にお送りし、10月1日の成立時総会において選考いただくという流れを用意いたしております。ご説明は以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。前回、9月3日に投票するにあたって、ある程度情報がある方がいいのではないかということで、例えば、今期が始まる時、あるいは前期もそうであったかもしれませんが、5ページのような一枚ものに記入していただければと思います。

自薦・他薦の受付を9月1日から2日、1日の10時から2日の17時に行いますが、これを後で書いておいてもいいですが、フォームを作るのかどうかということです。

4の9月3日の会長候補者選考委員会で、委員構成について、後ほど皆さんからご意見いただければと思います。幹事会構成員が承継会員等である場合、候補者の場合に、最低2人が委員となるように代わりの者を指名することとしています。最低人数だけが決まっていると、何名でもいいと読めるかもしれませんが、最大で何名と決めておく方がいいのではないかと思います。私が知り得ている情報では、部長、副部長、幹事の4名揃う部は実はなく、最大でも2名のようなようです。したがって、ここをどうするかということについて、後でご意見いただければと思います。また、副会長はどうでしょうか。

5ページのフォームについて、ここもご意見いただければと思います。このままでいいかどうかです。事務局からは、例えば、任期の箇所、26-27期会員か27-28期会員かというのでどちらかを消してもらうのか、あるいはプルダウンにして選べるようにするのかというので、プルダウンで選ぶ方がわかりやすくいいかもしれません。下の方で政府審議会等委員歴を加えていますが、この枠の大きさは拡大、あるいは縮小してもいいようですが、それもどこかに書いておく方がいいと思います。さすがに左右に分かれているところで、左半分が出張ってきて、右半分に及ぶのはどうかと思います。左半分は左半分の中で収めていただくのがよいと思いますが、何かご意見をいただければと思います。どこからでも

よいですので、ご意見をいただければと思います。

○川嶋委員

まず、先ほど、自薦・他薦の話をされた時に、立会とかおっしゃったように思うのですが、これは9月1日、2日の間、受付というのは日本学術会議のどこか事務局で受け付けられるということでしょうか。それともネットで受付が可能だということでしょうか。

○光石委員長

自薦・他薦は、事務局で受け付けるのではなく、電子的に受け付ける予定です。例えば、グーグルフォームみたいなもので受け付けてはと思います。したがって、そのフォームも、どうしましょうか。立会人は、どなたが推薦されているか、また、自薦・他薦を含めて、その確認を行うという意味です。立会といっても確認を行うという意味と思っていただければと思います。事務局、それで合っていますでしょうか。

○事務局

はい、さようでございます。集計に当たって、間違いなどがないかをご確認いただくということを想定しています。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。まさか、会長が丸1日ずっとそこにいらっしゃるというのは、ありえない話だなと思ったものですから。それから、そのちょっと下ですけれども、一人一票の投票権ということの意味は、要するに、推薦する時でも1人しか推薦できないということの意味しているのと、しかも、もしも自薦をする人がいれば、その自薦をする人はもうすでに自薦で一票を使ったことになるから、他薦はできないと、そういう意味で、この一人一票ということを書かれているということでしょうか。

○光石委員長

まずは、2人の方を押すのは、なしにする方がいいと思います。また、自分がもし出るのであれば、他人を推薦するというのも、会長は1人ですから、なくていいと思います。いかがでしょうか。

○川嶋委員

はい。私はそうあるべきだと思います。しかもこのように書かれたことの理由というのは、会長候補者選考委員会の場合には、1人が最大3名まで投票できると書かれていますので、それと勘違いされてパラレルに考えられて、例えば1人が3名の人の推薦人になるということまで可能だと考えられると、ちょっとそれは私も違うのではないかと思いますので、お聞きしました。会長がおっしゃられたのが、私は一番いいと思いました。

○光石委員長

この委員会で投票できる方が推薦者になるというのはあり得るのでしょうか。

○事務局

会長候補者選考委員会のメンバーの方は、次期会員になる方は含まれておりませんので、右側の被推薦者の対象となることはないと思います。

○光石委員長

被推薦者になれないし、自薦する人が会長候補者選考委員会で投票することはあり得ませんが、他薦の場合にはあり得る。

○川嶋委員

他薦はあり得ると思います。

○光石委員長

2回投票ができるのは好ましくないというのであれば、そこはいかようにも設計できると思います。今のシステムでは、他薦して、しかも候補者選考委員会で投票することもできることになりますか。

○事務局

事務局です。投票するというのは、会長候補者選考委員会のメンバーになる方は、承継会員などではなく自薦・他薦を受け付ける方の中には含まれていないので、完全に別れることになります。

○光石委員長

そもそもお願いもしないのですね。

○事務局

そうです。自薦・他薦のお願いをするのは、承継会員とか次期会員の方だけを予定しています。

○光石委員長

はい、なるほど。次期会員の方でなければ他薦もできないということですね。

○川嶋委員

今のお話が結構重要だと思います。それはどういうことかと言いますと、9月3日の会長候補者選考委員会の時点では、実は自薦・他薦者、その候補者をもう明らかになっていると思うのですけれども。その情報が9月3日に、会長候補者選考委員会のメンバーに知らさ

れるのかどうかということ、まずお聞きしたいです。

○光石委員長

今のところ知らせる予定はないです。

○川嶋委員

そうしましたら、例えば、このあたりちょっと微妙な話になるかと思うのですけれども、最終的にはある候補者が自薦であるとか、あるいは他薦であるとかということは一切明らかにはならないということがこれまでの確認事項だったと思うのですけれども、会長候補者選考委員会で選考されたという人たちも、それは明らかにはならない。どういうバックグラウンドで、今回候補者になっているということは明らかになるのでしょうか、ならないのでしょうか。そこを確認したいです。

○光石委員長

はい。これまでの議論では、自薦、他薦、選考委員会のどれで選ばれたかは明らかにしないということであったと思います。自薦・他薦もわからない状態でということであったと思います。そういうことからすると、3日の投票時点でもわからないですし、10月1日の総会での投票においてもそれは分からない状態で出すことになります。もちろんまだ変更することは可能ですが、それでいいでしょうか。あくまでもこれは、この委員会での案です。わかるほうがいいということであれば変更は可能です。一票の重みが選考委員会での選出と、自薦・他薦で異なるという議論はあります。

○吉田委員

ちょっと違う観点で、この会長候補者選考委員会のメンバーは現在、会長、副会長、部長、副部長、幹事と決まっております。各部から最低2名が委員となるということですが、例えば各部4名、部長、副部長、幹事で4名おりますが、そのうち1名が承継会員だと。そうするとこのメンバーにはならないということなので、その1名を補充するということなのか。あるいは要はマックス4名になるように誰か補充するのか。あるいは2名まで、承継会員を入れたら自動的に減って行って、2名を減るような場合には2名にして出すということなのか、そのあたり、教えていただけませんか。

○光石委員長

それについては、先ほど申し上げましたように、今この記載のままですと、最低2名ということで、最大何名にしているのかよくわからず、このままの表現ですとよくないのではないかと思います。ここもご相談ですが、今、部長と副部長、幹事の方が2名いらっしゃるから、4名と思います。次期の会員候補者になる方がいらっしゃる場合には、そこから抜けていくわけです。その時に、どなたにするかは部にお任せするとして、抜けていく方がいらっしゃる場合には、4名になるように委員をお願いすることとしてはと思います。どうで

しょうか。私が今知り得ている情報では、実は4名のうち残る部でも2名です。

○吉田委員

そうなんですよね。

○光石委員長

どうでしょうか。4名になるようにお願いしますと言うのが良いと思います。

○吉田委員

はい。私もそのように思っております。各部の人数を揃えておいた方が、いろいろな意味で良いかなと思っております。そうしていただければありがたいです。

○光石委員長

はい。部がどうこうということ、あまり言いたくはないのですが、そうは言っても、揃えておく方が、問題は少ないと思いますので、幹事会構成員が承継会員である場合など投票権がない場合には、その抜ける方を補充するという形で4名にしてください。部長、副部長や幹事の方で投票権があるのに、他の人に代わるというのはなしです。9月3日に、出席できないということもあるかもしれませんが、事前投票を可能にしましたので、その方が投票することは可能と思います。基本的には抜ければ補充する形とするが無難と思います。

○吉田委員

はい。ありがとうございます。

○川嶋委員

私は、今のご意見に全く賛成でございます。それで、別添資料のところにある、この記入用紙ですけれども、この記入用紙、先ほど、任期のところをプルダウン方式にするか、あるいはどうかということをお話しされたと思うのですが、これ、実はもう一つパターンがあると思います。つまり、25-26期等の会員も、今回は場合によったら会員候補者になられているのではないかと思います。

○光石委員長

過去のことは問わないので、26-27期か27-28期。

○川嶋委員

そうですね。それは、むしろ最後のところですよ。学術会議の会員履歴みたいなのところがありましたから、そっちの問題ですね。

○光石委員長

そうです。ここに書いていただければよいと思います。

○川嶋委員

ここに27期が入っていればそれでいいということですね。ありがとうございます。

○光石委員長

そうですね。そこもなくてもいいかもしれません。色がつかない方がいいということであれば、むしろない方がいいかもしれません。

○川嶋委員

そうですね。私もそれはそちらの方がいいのではないかという気もしております。フラットで、その人の業績なりなんなりを判断すればいいと思われまますので。そうすれば、おそらく今度、承継会員の人たちなどを中心に、今の期で新しい会長の候補者が選ばれているみたいな懸念も、多少とも払拭されるのではないかなとも思います。

○光石委員長

今の左下のところに書くことにはなります。

○川嶋委員

それはそうですね。

○光石委員長

連携会員にどれくらいの期間就任したかなど、日本学術会議における会員歴を上の方に書くのではなくて、ここに書くのはあってもいいのかもしれませんが、むしろない方がいいなど、そこもご相談です。他にはいかがでしょうか。

○川嶋委員

五月雨式にすみません。先ほど、会長候補者選考委員会の投票権者の話をされまして、確か副会長どうするかというような話をされてたと思うのですけれども。

○光石委員長

はい。副会長は投票権がありますが、次期の会員候補者になっている場合にはなくなります。その場合には、副会長なので本来、部は直接的には関係ないので、そのバランスは特に取りませんが、よろしいでしょうか。

○川嶋委員

失礼しました。可能性のある方がいらっしゃる時にどうするかということですね。

○光石委員長

はい、そうです。副会長は基本的には部を代表しているのではなく、学術会議全体を見渡している方であるという認識です。

○川嶋委員

はい。それにつきましては、私は、そもそも今回、候補者について部のバランスを取らないという前提に立っておりますので、先生、おっしゃったように仮に1人欠けたとしても、副会長が1人、2人欠けたとしても、残っている方に投票権があるという形でよろしいのではないかなと思います。

○光石委員長

はい。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○川嶋委員

すいません、申し訳ないです。ちょっとさっきの私がちゃんと聞き取れなかったのかわからないですけども、会長候補者選考委員会には、自薦・他薦者というのは、一覧表なんかにして出していただけるのか、それとも、そういうことは全くせずに、200何十名かの中から、フラットで選んでいくのかということをお聞きしたいのですが。

○光石委員長

はい。そのような表は今の案では出さず、フラットに候補者が並んだボタンがあり、1名でもいいし、2名でもいいし、最大3名までは選ぶことができ、最後に投票というボタンを押していただくと投票になります。

○川嶋委員

はい、わかりました。その結果というのは、例えば他薦者で、例えば10人の方から他薦されているとか、あるいは2名の方が他薦されているとかいう、そういう情報も全くない状態で、そういうことは自薦・他薦はもう全くわからない状態で、230名の中から選んでいくということですね。

○光石委員長

そうですね。結果はすぐにわかるのではありますが、辞退される方がいらっしゃる可能性があり、辞退された方もわからなくしますので、その場で、結果を申し上げるわけにはいかないのではないかと思います。

○川嶋委員

なるほど。そうしましたら、時間的に無理だと思うのですが、会長候補者選考委員

会の前に、もうすでに辞退する人が明らかになっているということはないということです
ね。この時系列の表からしますと。

○光石委員長

そうです。他薦された方が、辞退を即座に言われる可能性がないことはないですが、3日
の時点で全員の諾否が分かっているかということ、それは難しいと思います。

○川嶋委員

一応これでは9月4日から意思確認されるということのようなので。

○光石委員長

そうです。

○川嶋委員

そうすると、3日の段階では、230名フラットで考えていくということですね。

○光石委員長

そうです。最大で3名選べますので、誰にも入れないというのはありません。棄権にする
のか、白票を投票していただくのかということはありません。実態としてはどちらも同じでし
ょう。投票したかどうかを確認するためにはどうなのでしょう。誰がどなたに投票したかは
わからないので。何名投票したかというのは、分かったほうがいいので、白票というのも設
けたほうがいいのでしょうか。1名しか投票しない場合に、白票2票ということもあるかもし
れません。

他にはいかがでしょうか。自薦なり他薦なりをしていただいた人には、電子的にやってい
ただくにしても、それを受け付けましたという返信はある方がいいと思います。受け付けら
れたのかどうか、わからないと不安になると思います。

その他、何か気になるような点ありますでしょうか。

あくまでも8月の臨時総会の時に、この委員会としての案を示しますので、そこで、また
変更される可能性はないことはないです。よろしいでしょうか。

○川嶋委員

すみません。ちょっとさっきの説明のところではないかもわからないですけども。総会
の時のことは、後でまた説明していただけるのでしょうか。今は、会長候補者のところだけ
でしょうか。

○光石委員長

会長選考に関することについては、今質問しておいていただいた方がいいかもしれませ
ん。

○川嶋委員

はい。ありがとうございます。開票ごとに得票数を示さないということにされていて、最終的には得票数を公表するという、こういう書き方をされているのですが、これは一番最後の投票だけ、得票数を明らかにすることなのか、それとも、その一番最後には、これまでのプロセスも全部明らかにされるのか。そのあたりはどうでしょうか。

○光石委員長

そこはいかがでしょうか。

○事務局

そうですね。どちらでもできるかなと思います。投票の過程において示さないというのは、その結果が、2回目以降の投票に影響を与えないようにという趣旨であったかと思いますが、最終的な公表は、途中の投票をもちろん出すことはできるかと思いますが、そこはもう最終的な投票だけということであれば、そういうことにすることもできるかと思っています。

○川嶋委員

おそらくプロセスの透明化ということを考えたら、最後はプロセス全部を明らかにされるのがいいのではないかと思います。これにはいろんな意見があり得るかと思います。

○光石委員長

はい、そうです。特に差し支えがなければ、途中の段階もお示ししてもいいと思います。

○三枝委員

透明性確保という意味合いでは、その途中経過も報告した方がいいという考え方もあるかもしれませんが、少なくとも辞退した人などは、カウントされない状態から後がいいのではないのでしょうか。

○光石委員長

辞退されている方は当然所信表明をしないのですが、実際の投票の時には誰に投票しても構わないので、辞退された人に票が入る可能性はもちろんあるわけです。

○三枝委員

それはそうですけれども、最初から最後まで条件が同じ、一票の重みが同じであれば全部公開でもいいのですが、今回の場合は少々複雑で、9月3日に行う投票は、27期に会員でない人たちが、これまでの活動実績から考えて、こういう人がいいと思いますという意味表示をするわけですね。

○光石委員長

活動実績だけかどうかは、ご本人の判断です。

○三枝委員

はい。新しい会員もいらっしゃいました。

○光石委員長

新しい会員の方も、この方であれば活動していただければそうであるということで投票される人もいます。

○三枝委員

確かに。何を言いたかったかという、27期の会員はその結果に重きを置いてもいいけど、重きを置かなくても良いわけで。

○光石委員長

そうです。

○三枝委員

しかしながら、そこで意見が割れると、25-26期の人たちがこれだけ投票したのに、この人が最後まで残らなかったのはどうなんだというような、そういう議論を私は必要はないように思います。ですので、9月3日の投票結果については、その上位に入った人の中から辞退しなかった人の名前だけでいいのではないのでしょうかと思った次第です。

○光石委員長

そうです。どなたが辞退したかということは、これも明らかにしませんが。

○三枝委員

なるほど。では何票入ったということは明らかにしないのですね。

○光石委員長

そうです。

○三枝委員

はい、では名前だけと。わかりました。それならいいと思います。

○光石委員長

例えば、10名選びますので、10名プラスアルファかもしれませんが、仮に10名としま

す。自薦・他薦と10名が全く重なっている可能性もあるわけです。そのうちの半分、例えば、5名の方が辞退されるとすると、自薦・他薦、候補者選考委員会で出てきた人が、最終的に5名しかいないことになります。逆に、例えば、10名選んだ時に10名がみんな選出されたときには受けますと言い、さらに自薦・他薦が5名いらっしゃれば、15名の方が残ることになります。そこは蓋を開けてみないとわかりません。

○三枝委員

はい。ありがとうございました。

○光石委員長

はい、よろしいでしょうか。ご意見あれば後からでも結構です。

○川嶋委員

すみません、今の点ですけど、私は、10月1日の開票のことだけしか考えてなくて、先ほどプロセスで、どの段階で誰が何票取ったかというのは、この10月1日のことだけを考えていました。この会長候補者選考委員会の中のことは、私は公表しなくていいのではないかとと思っています。

○光石委員長

しない予定です。

○川嶋委員

そうですね。やはり三枝先生のご懸念は、多分ないというか、結果として、全然その新会員が候補者になってないとかいうことだったら、ちょっと後でなんか言われるかわかりませんが、そのあたりのことを考えながら選考した場合には、あまり問題がないのではないかと私は思いました。

○三枝委員

わかりました。すみません。私が勘違いしました。その前の段階から公開するというお話かと思ってしまいました。失礼しました。

○川嶋委員

10月1日だけです。ありがとうございます。ちょっと今の関係で、これは、何度も会長が確認されていることだと思うのですが、10月1日の投票用紙というのは230名の名前がとにかく、あいうえお順か何かで並んでいるというものです。そこには、誰が自薦であるか、他薦であるか、会長候補者選考委員会で選ばれた方なのかということは、明記はされないと。ただ、それより前に結局抱負であるとかなんとかを送っていただくということで、そこで投票権を持っている人たちは知ることができるけれども、投票用紙には一切

明記しないという、そういう理解でよろしいですか。

○光石委員長

まず、投票用紙ではなく、一般的には、画面上でオンライン投票をしていただく予定です。その日に所信表明をしていただきますので、投票の時に出すという方がいいのではないかと思います。自薦・他薦、並びに候補者選考委員会から選出された方はこういう方ですというのを、例えば、あいうえお順にスクリーン上に表示してもいいのではないかと思います。それも出さない方がいいということであれば出しません。しかし、いずれにしても所信表明はしていただくことになります。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。一応このリストの5番のところを見ますと、事前周知というので、総会開催数日前に、この会長候補者選考委員会選出者と、それから自薦・他薦者リストおよび抱負というのを承継会員等、多分、承継会員等というのは、この27期の会員全部ということだと思うのですが、に送るけれども、ただその送付の中には、どういうバックグラウンドかということは書かれない、そういう趣旨ですね。

○光石委員長

そうです。リスト及び抱負等を送付と書いてありますが、これも実際に送付するのがいいのか、ダウンロードできない形で、ウェブ上で見る方法がいいのか。後者の方がいいかもしれません。事務局どうでしょうか。

○事務局

はい。前回もダウンロードできないようにして、お送りしていたかと思うので、今回もそのようにさせていただければと思います。

○光石委員長

したがって、送るのではなくて、ウェブ上で見るという形でしょうか。

○事務局

そうですね。BOXとか、そういう機能があるところで送る形になると思います。

○光石委員長

はい。投票の後にあまりものが残らない方がいいと思います。

○川嶋委員

すいません、また何度も申し訳ないですけど、よろしいでしょうか。その時ですけれども、この電子投票用紙とでも言うべき、チェックをする、投票するフォームズかなんかです

けれども、これは 230 という数だと、かなりの量になるのではないかなと思います。なぜこんなことが私が申し上げたかという、例えば教授会で 60 名の中から選ぶというのでも結構大変と言いますか、その 8 倍ぐらいですので、プルアップとかプルダウンとか、なんかやりながら人を探してどうこうというようなことをしなきゃいけないと思いますので、大変申し訳ないですけど、ある程度、時間をいただければと思います。10 月 1 日は、私はいませんが、お願いとしましては、この投票の時間というのを、比較的ゆっくりとっていただくというのがいいのではないかと思います。

○光石委員長

はい。そう思います。必ず、何ページかにわたると思います。

○磯委員

テクニカルな問題ですが、あいうえお順に並べるにしても、例えば「あ」をクリックすれば、「あ」の人が表示されるという、二段式にしてもいいのではと思いました。多人数をプルダウンするのは時間がかかるので。どちらがいいかは、使い勝手によると思います。

○事務局

事務局でございます。プルダウン式とするのは、システム上、ちょっと難しいみたいですが、けれども、例えば、所信表明をされた方、つまり自薦・他薦であれ、選考委員会で選ばれたのであれ、選ばれて、なおかつご本人も承諾されている方について、名前を上の方にまとめて書くとか、そういうようなことはできるかと思います。

○光石委員長

はい。そうする方がいいかどうかという議論はあります。230 名をフラットに画面上に 1 ページには収まらないかもしれませんが、並べ、何人かをラジオボタンなどで印をつけ、最後に投票と押すと完了する。9 月 3 日は 3 人選び、10 月 1 日は 1 人を選んで投票。230 名が画面上には並んでいるという形式と私は思っています。ただ、1 ページにはいずれにしても収まりません。もちろん 10 名プラス何人かを先に並べておいて、あとは別の方を並べるという方法もあるかもしれません。それですとかなりバイアスカかりますので、そうではない方がいいと思います。

○磯委員

ボタンを押した時に、この人に投票ですかという確認があり、最終的に確認ボタンを押すという二段階の形式もあるかと思います。

○光石委員長

そその方がいいと思います。間違える人はいると思いますので。

○吉田委員

10月1日の総会の時に、この被選挙権230名でやるというのは、もうこれ決定で覆すことできないのでしょうか。

○光石委員長

いえ、まだどのようなにもできます。今はそのような案になっています。

○吉田委員

なぜこう申し上げたかという、その会長候補者を、選考委員会で選び、自薦・他薦で選び、それも意思確認をして、抱負も聞いていて、やる人がもうやりましようって、決まっている中で、その人たちの中から選ばずに、全員に広げて、またそこから選ぶという仕組みというのは、会長候補者をそれまで絞り込んできて、抱負も聞いてっていうのは一体どこに行ってしまうんだろうという気がするのですが。

○光石委員長

普通に考えれば、そこから選ぶのではないかと思います。あくまでも被選挙権者として皆さんを残しているということです。絞り込んでいるので、その中から選ぶ方がいいということでしたら、もちろんそれで構いません。繰り返しになりますが、普通に考えれば、候補者に挙がっている人を選ぶのではないかと思います。

○吉田委員

そのための候補者選考してきたのではないのかなと思っていたのですが、ここでまた全部フラットになってしまうというのは何の効果があるのかなというのがちょっと気になってお聞きした次第です。

○光石委員長

一応は絞り込みますが、最後まで230名可能性を残しますよということです。そのような必要はないということでしたら、もちろん、候補者に挙がっている方を先に示すのでいいです。

○川嶋委員

私も、前もちょっとそういう話をさせていただいたかわかりませんが、吉田先生のお考えに結構近いところがあります。やはり、これまで絞り込んできたということは、それなりに意味があるのかなと思います。わざわざ所信表明までやっていただくというのは、それは大きな意味があるかとも思いました。ただ反面、これはこれまでの日本学術会議の投票の一般的なやり方として、結局その日に初めて誰が会員であるかということを知る、相互に知り合うということでしたので、被選挙権が結局皆さんにあったという、そういう過去の伝統はあるかと思います。その過去の伝統と、それから今回はあらかじめ会員がわかっているの

で、新会員、それから現在の承継会員になる人の中から、とにかく候補者を出して、今後の日本学術会議の運営の方針なんかも含めて所信表明していただいて、その人を含めて選んでいこうというやり方というのは、新たにプラスアルファで新規の試みをやっているのではないかと私は思いました。だから私は最終的に 230 でもいいかなとも思ったのです。ただし、先ほど事務局がおっしゃられたように、例えば抱負を述べていただいた方は上にあげて、それでその後に 200 何十名かをつけるというのが、折衷的な考え方としてあり得る話かと思ったのですが、いかがでしょうか。事務局の先の案を支持するということです。

○光石委員長

そうすると、例えば 10 名残っているとして、その他の人に投票するというボタンを押すと、残りの 220 名の方が出てきて、その人を選ぶということでしょうか。

○川嶋委員

上から、例えば所信表明の順番に、1 から、例えば 10 何名とかいうのがあって、その後に 200 何人かがあいうえお順に並んでいるというようなことを考えていました。

○光石委員長

そこを一段階にするか、二段階にするかはどちらでもいいです。もちろん、その方がいいということであれば、そうします。

○川嶋委員

あるいはもう完全に所信表明された方だけということも考えられますけど、皆様のご意見で。

○光石委員長

はい。会員の中にはその人たちには投票したくないという人もいるかもしれません。

○川嶋委員

そうですね。

○三枝委員

ほとんど同じですけども、一段階でも二段階でも、どちらでも結構ですけども、所信表明をした方々を、その順番で一番最初に並べて、その下、あるいはその次にクリックすると、その他の人にも投票できるのが良いかと思いました。以上です。

○光石委員長

はい。他の方、いかがでしょうか。

候補者として残っている方も、あいうえお順にするのか、所信表明した順番にするのか。

所信表明の順番を決めるくじ引きをしないといけません。所信表明をする順番も、二段階でくじ引きということになっていると思います。くじを引く順番を決めるために、まずくじ引きをします。

それでは、この委員会の案としては、自選・他選、候補者選考委員会の選出者を、何らかの形で上位に示して投票を10月1日にはしていただくことにしたいと思います。1回目の投票はそうにし、2回目以降は過半数に残った人までということになりますので、残った人だけを今度は候補にすることでもいいでしょうか。システムを作り込むのに、少し時間がかかる可能性はありますが、2回目以降には、過半数以上に候補者に残った人は当然残りますが、そこでもそれ以外の方に投票できるとする方法もあり得ると思いますが、それはそのようにしなくてもよいでしょうか。

それでは、ここはよろしいでしょうか。この準備委員会は、あと2回ほどありますので、もし、気になることがあればその時にお願いします。

○磯委員

先ほど、川嶋先生からお話があった、10月1日の投票を何段階か行う際に、それぞれの段階では得票数を出さないが、最終的に決定したら、すべてのプロセスにおいて得票数を出すという点について、決めてなかったような気がします。

○光石委員長

そこは、これまでにいただいた皆さんからの意見では、事後にはなりますが、すべてのプロセスにおいて、得票数を明らかにするということではないかと思います。

○磯委員

はい、わかりました。賛成です。

○光石委員長

途中の段階では、得票数によることなく、各候補者をよく吟味いただいて、どなたがふさわしいかということで投票していただくということです。ただし、最終的には得票数を明らかにするということです。この委員会としてはそのような案にしたいと思います。

では、議題1はここまでとして、続いて、議題2の日本学術会議会則（案）についてに入ります。資料2について、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料2、こちらも前回までご議論いただきました日本学術会議会則（案）の第五章から第十三章の部分について、これまでのご議論を踏まえて修正をしたものでございます。主な修正点については、1ページ、全体のページ番号としては6ページに、2ページ以下には、実際の修正案をお付けいたしておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

主な修正点について、ご報告をさせていただきます。まず、第六章に相当します会員の部

分でございます。今回、会員は非常勤とするという規定を置くことを予定いたしておりますけれども、会長につきましては、法人の長としての職務が多くなることもあるので、常勤とすることができると。ただし、単純にご自身のご意思だけでいいのかというご議論もありましたので、会長は、総会の議を経て常勤とすることができるような書き方にさせていただいております。

続きまして、第七章、業務にあたるのところ、地方のところですが、地方学術会議について、「地方学術集会」にしたかどうかというご意見ありましたので、そのように修正をさせていただいております。

続きまして、第十章、部の部分でございます。こちら、これまでの規定通りに沿う形で、第一部について、「人文科学を中心とする科学の分野」と書いていたのですが、こちらを「人文及び社会科学を中心とする科学の分野」と修正をさせていただいております。

続きまして、第十一章、委員会でございます。こちら「会員は少なくとも一つの委員会に所属するものとする」という規定を置いていたところでございますけれども、この所属するというのは、分野別委員会であろうということがありましたので、「分野別委員会に所属するものとする」と、分野別を追加させていただいております。

続きまして、第十三章、事務局でございます。こちらについて、事務局の設置根拠になる規定を、ご意見を踏まえまして、「学術会議に、学術会議に関する事務を処理するため、事務局を置く」という書き方に修正させていただいております。また事務局長の職務につきまして、これまで事務局の組織規則に規定していたようなことを記載すべきではないかというご意見がございましたので、事務局長は総会において議長を補佐し、必要な場合には意見を述べるができること、それから事務局長は役員会や部会・委員会などに出席し、意見を述べるができるということ、このことを記載いたしました。

それから最後に、別表第2となっております、機能別委員会のそれぞれの職務について規定している部分でございます。まず、企画委員会でございますけれども、元の案は、「各期の重点事項に関すること、外部資金等の戦略に関すること」で、かなり幅広く書いていたのですが、この重点事項のところを修正いたしまして、「中期的な活動計画及び年度計画等の実現等に関すること、外部資金等の戦略に関すること」と修正させていただいております。それから財務委員会、こちら元の案ですと、「学術会議に係る予算・決算に関する重要な事項」という、重要な事項という縛りがついていたのですが、他の委員会の書き振りに合わせまして、「予算・決算に関すること」と直しております。それから最後に、意思の表出対応委員会でございますけれども、ここは基本的には意思の表出に関することを職務とするわけですが、括弧書きで、元の案だと、「役員会が審議事項から除くものとして決定した事項を除く」としていたのを、役員会のところを会長に、つまり会長が決定できるようにするという修正を行っております。修正点は以上でございます。

○光石委員長

今説明していただいたところが、前回より修正という箇所です。順番に見ていきましょう。まず、青色のページで6ページのところです。前回の議論では、会員は全員非常勤でど

うでしょうかということでしたが、今度は、会長は法人の長になりますので、できれば、会長は常勤でもいいのではないかと思います。ただし、総会の議を経てということです。この点はいかがでしょうか。予算のことを考慮する必要があるのではありますが、法人の長になりますので、どうでしょうか。常勤であっても構わない、常勤とすることができる。あくまでも総会の議を経てですが、いかがでしょうか。

○日比谷副委員長

ちょっと昔の復習のような話になるのですが、有識者懇談会のもとに2つのワーキンググループができていて、会長の話もいろいろ出ていた時期の議論も少しご紹介しますと、やはり法人の長になるし、組織運営をしっかりといるところを、外部の委員から大変に強調されてきました。特にアカデミアのご出身でない方々から、その意見が大変に強かったところ、しかしながら、外部からの委員の方でも、大学関係者はほぼ全員、そんなことを言っても、他に仕事がある人になる可能性が高いし、非常勤もありにしないと行って、「常勤とすることができる」が入りました。実際、すぐ常勤になれる方の可能性とても低いと思うのですが、常勤にすることができませんよになってしまうのも、あの頃の議論を考えるとちょっとどうかなとも思いますので、非常勤としての就任が可能で、そして条件が整ったら常勤とすることができるというのが私にはいいのではないかと思います。以上です。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。これは事務局に確認ですが、エフォート率という考え方はあり得るのでしょうか。例えば、大学 60%、日本学術会議 40%など。例えばの話ですが、あり得るということでしょうか。

○事務局

そこは、もう実際に新しい会長になれる方のご意思を踏まえて、どのぐらい、こちらの方に勤務いただくかというご相談になるのかなと思います。

○光石委員長

私の経験では 50:50 にはしない方がいいです。怪我した場合などに、どちらが保険を持つのか、50:50 ですと難しいと聞いたことがあります。どちらかを多くした方がいいらしいです。

○沖委員

クロスアポイントをした経験があるのですが、6:4 だろうが、7:3 だろうが、5:5 だろうが、仕事はどちらもフルにくるので、非常になんていうか、切なかったなという思いがありますので、あまりクロアポというのは、僕はもう勧めないですけれども、ただ 5:5 がまずいというのは光石先生のおっしゃる通りなのと、保険をどうするかか年金どっちでやるかとかいうのがあるので、クロアポは、労多くしてあまり得るところはないかな、という気が

します。なので、ここの話だけに戻ると常勤にすることができるというのはいいと思いますが、役員は常勤としなくていいのでしょうか、というのが逆に質問です。

○光石委員長

はい、前は役員、要は副会長の方も、常勤とするかどうかの議論をし、費用も結構発生するので、もう全員非常勤がいいのではないかとということでしたが、少なくとも会長は常勤とすることができることとしてはどうかという案です。

○沖委員

いや、副会長の先生方が実際どのくらい大変だったか。つまり、体感として、それが週5日のうちの1日、2日で済んでいるのか。3日以上取られて、残りのところで、普段の5日分をやってらっしゃるのかとかいうのはどうなのでしょう。

○光石委員長

このような質問が投げられていますが、いかがでしょうか。かなり、大変ではなかったかと思います。

○三枝委員

はい。私は国立環境研究所が本務なので、もし正式にクロアポするなら、週4日が研究所で1日学術会議ぐらいかという感じがしました。

ただし、それでは全然学術会議に対してやるべき仕事は、果たせていなかったという感じがします。だから本当はもっと仕事ができる方が役員になった方がいいし、常勤できる人がいればその方がいいと思います。

○日比谷副委員長

私は23年の10月に副会長になりまして。ちょうどその時は学校法人の選任の常務理事をしていましたが。その任期が終わる翌24年の5月末でそれはやめました。従って、他のお二方よりは、私は有識者懇談会とかワーキンググループも何回もありましたので、時間を使いました。要するに私は専任職を持ちながらの副会長ではありませんでしたので、その意味では、特に現役専任の三枝副会長とはもう全然条件が違って。毎日学術会議の仕事に、オンラインも含めて、色々知らないことも多かったので、勉強したりする時間も含めて、かなり時間を使いました。逆に言うと専任職を普通に持っていたら、なかなか難しかったなと思います。

だから、どなたが副会長になるかによって、シフトというか、担当をある程度、会長と相談の上考えると、フレキシブルにしておくことは大事なかなと思います。全然時間使えない方は問題ですけれども、時間に制約があるけど、この人の専門性や経験は本当に捨てがたいという方が、やはり私は運営に携わった方が最終的にはいいと思うので、あまりガチガチに縛らないで、チームでうまく回せるような規程の作り方がよろしいかなと思います。以上で

す。

○光石委員長

はい。ここでお話ししたいことは、前回は見え消しの消してあるところで、「役員である会員は常勤とすることができる」を、「会長は総会の議を経て常勤とすることができる」としてはどうでしょうか、としています。沖先生のご提案は会長だけではなくて、「役員は総会の議を経て常勤とすることができる」としてはどうでしょうかというご提案かと思います。

○沖委員

はい。いや、そういうこともありかと思ったのですが、今のお話を聞くと、常勤にするほどの業務量は、今のところは今の体制だと割り当てられてないという感じと受け止めました。そういう意味では、光石先生が常勤並みの労力は割かれているかどうかだけかなと思いましたので、役員はよろしいかと思いました。不要かと思います。

○光石委員長

エフォート率でできないのでしたら常勤というのはあり得るかもしれないと思いました。皆さんのご意見では、当面、「会長は、総会の議を経て常勤とすることができる」でいいでしょうか。

○川嶋委員

私は、前回のこの15回の議事要旨メモですと、当面は非常勤とすることのみの規定にしてはどうか、ということでもとまったと思っていましたので、ちょっと今回これ出てきて逆に驚いております。それで私はやっぱり非常勤でいいのではないかなと思っております。おっしゃった通りで、確かに法人の長だから、それは常勤の方が望ましいということは言えるのかもわからないですけれども、おそらく、私は常勤と非常勤が混在するというのは、やはり常勤の方に何か決定権限であるとか、指揮権とかそういうものが事実上移ってしまうような気がします。トップダウンになりかねない懸念がございます。だから非常勤というのは、ある意味でみんなフラットですので、そういう言い方したらちょっと失礼かも知れませんが、私はむしろ長が非常勤であるところに、まさにこの日本学術会議の特色があると思います。つまり科学者の第一線で活躍している科学者の集合体であるということの意味があるのではないかと考えております。

それでちょっと光石先生はじめ、今の役員の方にはもう本当に申し訳ないですけど、結局基準として考えるべきなのは6年、7年の平常時ではないかと思います。この6年間というのは、私は戦時というか異常時だったと思いますので。願わくは27期以降はその前の平常時に戻るということを考えたら、私は常勤化する規定を置くことが果たして適切かどうかということについて疑問があります。やはり権限が肥大化してしまう可能性があるということと、それからこれ、総会の議を経てと言っても、結局会長が提案権限があることになりますので、もちろん、他の要件を満たせば他の人もできるのですけれども、結局何かお手盛り感

みたいな感も拭えないと私は思いますので、私は申し訳ないですけど、前回確認したあれでいいのではないかなと思っております。ただ、もう皆さんが、これでいいということでしたら、それには、従います。以上でございます。

○光石委員長

どちらにするかは別として、ご参考までに、確かアメリカの NAS、National Academy of Sciences の長は常勤であったと思います。

○日比谷副委員長

常勤です。

○光石委員長

そうです。

○日比谷副委員長

私たちワシントンから帰ってきたばかりで、彼女に会ったところですけど。あと 2 週間で代わりますが、常勤です。

○光石委員長

もちろん参考までにということです。日本学術会議に求められている機能を考えた時に、非常勤でいいのかどうなのかというのは少々疑問です。平時に戻るとはいえ。

○川嶋委員

おっしゃることは、非常にごもつともで、そういう考え方は、もちろんあると思いますけれども、法律をやっている人間からしましたら、どのような会長になられても、今までと同じような形で、この三部が均衡を保って、みんなが相互尊重し合いながら、200 何十名かの護送船団で前に進んでいくというのが、私は望ましい形だと思います。これは私の理想論ですけれども。逆に常勤となると、やはりその方の専決事項みたいな、もちろん会長ができるという規定がいっぱいございますので、それはそれですけども、どうしてもその常勤の会長に頼るということになって、専決事項なんかが増える、事実上そういう形になっていくと、私はあまり望ましいことではないのではないかと思います。

○磯委員

確かに日比谷先生がおっしゃったように、海外のアカデミーでは会長が常勤というのはわかりますが、今後の 3 年間の、さらに次の 3 年間、法人として活動を開始した際に、最初から目指した際に、会長に常勤になってから、途中で常勤から非常勤することができるのかという懸念も出てくる可能性があります。また、これから外部資金や自己資金を増やさなければいけない時に、それが潤沢に獲得できれば、多くの会員が納得されるかもしれませんが、

それまでは、最初から常勤とすることに対しては、抵抗感があるのではと思いました。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。事務局、何かありますか。

○事務局

そうですね。そこはもうご判断の部分であろうと思います。念のため、前回もちょっと申し上げましたけれども、内閣府の有識者懇談会の最終報告では、「学術会議の使命・目的の拡大・深化、法人化後に想定されるマネジメント等にかかる業務量及び責任の増大を考えれば、会長を常勤とすることにも十分な理由が認められるが、懇談会における議論の結果、会長を常勤又は非常勤の一方にあらかじめ限定せず、勤務形態を弾力的に設定することが、クロスアポイントメントの考え方も取り入れながら適時適切な人材確保をするために適当であるという結論に達した」と。こちらが懇談会の方の結論になっているということをご参考までに紹介させていただきます。

○三枝委員

私は毎期の会員がきちんと会長を選ぶことにより、会長を常勤とすることができる、の方に賛成したいと思います。理由は、法人化すると、多分後戻りなく仕事が増えると思います。ですから、会長の役目として、トップダウンで自分の好きなように組織を進めてしまうという恐れよりも、もちろんしっかりとした事務局があるのでカバーしていただけたらいい、会長が決めなければならないことですか、様々な委員会、評価等も増えるところ、必ず常勤の方に会長になっていただく必要はありませんが、できるのであれば、常勤またはクロアポならできるという方が、6割、8割学術会議の仕事をするという方が、よりよく発展していくのではないかと思います。どう考えても仕事量が前に戻ることはないのではないかと思いますので、現実的によりよく動くようにする方が良いかと思いました。以上です。

○光石委員長

はい。ありがとうございます。両方の意見があります。ペンディングにしましょうか。

○川嶋委員

議論状況がよくわかりましたので、これいづれにしましても、総会にかけられることになると思いますので、両論併記で書かれてもよろしいのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょう。

○明和委員

話を聞きながらもなかなか自分の意見が持てないのは、法人化になってから会長職のお仕事のうち何が増えて、何が楽になるのかが具体的にわからないからだろうと思います。先ほど三枝先生がおっしゃいましたが、大変になっていく一方であろうという、その具体的な中

身と理由が見えないので、常勤か非常勤かという判断について意見が出しにくいです。ゆえに、今後、常勤にするか非常勤のままであるかは、随時変わっていくマターなのかなという印象はあります。

○光石委員長

マネジメントに関する会議は当然増えると思います。その責任が当然増えます。

○明和委員

先生方のような執行部の方々と、私のような一会員との間には大きな情報格差がありますので、例えば次期会長になられたら、どんなことが増えそうだとか、常勤になる必要性のところ、それを具体的にお示しいただく中で、総会にて、会員の総意として決めていくのがもっとも学術会議らしいという気がいたします。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。責任・権限と、それに対する報酬のバランスと思います。どのような業務、責任が今後増えるかというところをもう少し明確化したいと思います。

○川嶋委員

この流れの関係で、例えば今、副会長の話が出てきましたが、現在は副会長がちょうど一部、二部、三部のそれぞれから一名ずつ出されています。これは、おそらく慣行としてこうなっているのではないかと思うのですが、これを会則に明記することは必要ないでしょうかという質問でございます。私はできれば一部、二部、三部、均等に副会長が出るように会則で書いた方がいいのではないかと思いますので、質問させていただきました。

○光石委員長

どうでしょうか。本来は部を代表する方というよりは、学術会議全体を見渡して、会長の業務を分担して行っていただく方と思っています。たまたま各部から出ているという考え方です。

○川嶋委員

はい。おっしゃることは非常によくわかるのですが、例えば今の国会議員なんかでも、多くの方が勘違いされているのですが、特定の選挙区から選ばれても、あの人たちは国民を代表すると憲法には書かれているんですね。だから、それと同じように、どこから出ても、全部を見渡した形で仕事をしていただく。それは当然のことだと思うのですが、やはり今度は結局部にアンバランスが生じる可能性もあります。部の均衡というのを、いろんなところで、強制的に図っていく必要があるのではないかと思います。これまでの私は良き慣行だと思っておりまして、軸足はとにかくそうで、でも仕事の内容はもうみんなのためにということは重々承知はしておりますけど、どこかに書いたほうが、みんな安心す

るのではないかと思いました。どうしても法律をやっている人間からすると、極端なことが起こらないようにするには、どういう歯止めをしたらいいのかということを考えてしまいますので、そういう提案をさせていただきました。もちろん皆さんの、ご意見をお伺いしたいと思いますし、いないということでしたら、いないで結構でございます。

○光石委員長

いかがでしょうか。

○沖委員

それはあんまり美しくない気がします。例えばもっと言うと、会長、副会長で、男女同数とすることとか、今はもう慣行になっている気がします、それはそうなので、慣行でよくて、そこをあえて破るような方を会長に選ぶ。選んだ時には、30人でちゃんと動議を出すというので、ちゃんと仕組みがなっているのではないかなという気がします。というのはやはり、それはある人から見ると、昭和的な非常に平等を何にも増して優先している組織のようにも見えるのですが、やはり光石先生がおっしゃったような建前をきちんと言う方がよろしいような気が僕はします。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○日比谷副委員長

私も書かない方がいいと思います。新会長はそこを十分に勘案して、お選びになると思いますが、役割がそれぞれ副会長にはございますけれども、そのどれか分かりませんが、例えば広報なら広報に非常にふさわしいという方がいらっしゃると。もう余人を持って代えがたいと。それから国際にしましょうか、国際も同じようなことで、その方々がお2人とも同じ部の所属だとしたらどっちかを選ぶのではなくて、やはりそのエクスパティーズを優先することが私は大事だと思います。

あと、会長も、先ほどの会長の選び方のところで15人並ぶかもしれないけど、5人になってしまうかもしれないと話しましたが、副会長の任命も、受けてもらえるかという問題もありまして、いろんなご事情がありますよね。大学の重要な役職についているとか、人には言えないけど、病気を抱えているとか。そうすると断られ、断られ、決まらないということもあるので、その上に各部からというのをつけることは、私はよした方がいいと思います。以上です。

○光石委員長

ありがとうございます。他の方いかがでしょうか。良識を信じたいと思います。

○川嶋委員

私もそのような科学者の良識を信じたいと思っておりますので、もうそれで結構でございます。ありがとうございました。

○光石委員長

常識のない人が出てこないとも限らないのではありますが。
別表の第1と書いてあるところは、第2でしょうか。12ページです。

○事務局

そうですね。別表第1の方は、この上に書いてある要望とか声明とか、いわゆる意思の表出の種類を書いています。赤字になっていますけれども、ここは特に変更しているわけではございません。

○光石委員長

そうですか。はい、ここは意思の表出の種類を書いております、これまでと同じです。
戻りまして15ページで地方学術会議のところですよ。地方学術会議が地区会議と紛らわしいので、今の案では、地方学術集会としてはどうかということです。よろしいでしょうか。地方学術会議の方がよいということであれば戻します。地区会議と紛らわしいというのは確かにその通りです。

○川嶋委員

私は、前回、これでいいかなとも思ったのですが、ちょっと気になるのが、この集会という表現が、これはこれでいいのかもわかりませんが、ちょっと違和感もなくはありません。地方創生の問題も関わりますので、地方で学術会議を行うというのは非常に重要なことであるということも、十分、認識しておりますし、これはぜひ、このまま残してやるべきだと思います。しかも統合してやるべきだと思うのですが、もしもそういうことを前提としたら、例えば思い切って、日本学術会議地方支部とか、日本学術会議の地方の機関だということを明らかにするような表現に直すというのも一つの手かと思いました。日本学術会議地方支部、あまり長ったらしくて、美しい言葉ではないかも知れませんが、学術会議という言葉を残すというのは大事かと思いました。それゆえ、基本的には残して地方で行われる学術会議であるというようなことを明らかにするためには、日本学術会議地方支部ぐらいがいいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。もちろん皆さんの賛同を得られない場合はまた撤回いたします。

○光石委員長

はい。地区会議と地方学術会議があり、両者が紛らわしいということです。実態としては、地方学術会議は講演会やっています。場合によっては、地区会議の方を名前変更するという考えもあり得るかもしれません。地区会議を日本学術会議支部とするなど。

○堀幹事

質問です。この地区会議と地方学術会議、それぞれ説明があるのですが、目的はほとんど一緒ですね。ですから、同じことをやっているのに、名前が違うだけで紛らわしいというふうに、私には見えてしまったのですが、この二つを分けている意味というのは何でしょうか。

○光石委員長

地区会議はそれぞれの地区での活動です。それにプラスして、現状では一年に1回でしょうか、地方で学術集会、実際には講演会を開催しています。地方学術会議は本部がかなり主導して実施しています。地区会議にも相当に協力をお願いしています。三枝先生が一番詳しいと思います。

○三枝委員

はい。地方学術会議の委員会がありまして、そこには地区会議の代表の方々や幹事会のメンバー、若手アカデミーの方に入っています。地区会議は地区会議で、各地区の方々が非常にアクティブに継続して活動してくださっています。地方学術会議はその中の地区会議の一つと日程を合わせまして、現状では各地区の地元のリーダーの方や、地域のリーダーの方々との意見交換会を開催したり、午後に地区会議と合同で学術集会を開催したりしていると、そんな感じです。

もともと地方学術会議が出てきたのは、地方における取り組みの強化を図る、地方創生への貢献を図る、ということをも目的ということなので、どちらかというと、トップダウンでテーマを決めて、ここの地区会議で、そのテーマで一緒にやらしてもらいましょうという、そんな進め方でした。

○光石委員長

地方学術会議、地方学術集会かもしれませんが、これはどちらが主催しているのでしょうか。地区会議が主催しているのでしょうか、学術会議本体が主催しているのでしょうか。

○三枝委員

ジョイントでやってきたという色合いが強いです。

例えば石川の例でしたら、令和7年の8月に石川で行われる地区会議に、日本学術会議の委員会である地方学術会議で企画した、地区のリーダーとの話し合いの機会や、学術集会と一緒にやらせてもらったという状況です。現実的には、地区会議だけだと予算が足りなくて、各地区の大学や研究者の方々の持ち出しもあり、それに対して地方学術会議から、オンライン会議の予算ですとか、パンフレットを作る予算とかを出すことができる。あと、招聘のお金も出すことができるので、ジョイントでやることで、少し予算的なサポートができると。そういう点が現実的には大きかったように思います。

○光石委員長

学術の振興を強力に推進するため、学術集会、学術講演会、講演会も含めて集会と思いますが、それを開催するということを地区会議の方に、本部と協力して開催するというように、地区会議にまとめてしまうと、何か問題がありますでしょうか。

○三枝委員

地区会議は地区会議で、もともと、多くの地区会議は年に1回、中部など熱心なところは年に2回、学術講演会をやっております。これはもともと以前から現在もやっているという状態です。

○光石委員長

地区は地区で、独立して実施していると思います。どちらかというところ、地方学術集会は、学術会議本部が地方と協力して実施すると書いてあるわけです。

○三枝委員

はい、そうです。

○光石委員長

したがって、地区会議の中に書くわけにもいかないと思います。

○堀幹事

だいたい様子は分かったのですが、今送っていただいた資料には「日本学術会議 in 石川」とか、そういう名称が使われています。これは地方学術会議という固有名詞、要するに学術会議の地方版という固有名詞だとすると、地方学術集会にするのではなくて、日本学術会議 in 石川とか in 埼玉とか、そういう形にすればいいのではないのでしょうか。学術集会としてしまうと、学術会議という固有名詞でなくなってしまうような気がするのです。今の三枝先生の説明から行くと、日本学術会議 in どこどこ、というのが紛らわしくないのかなという印象でした。

○光石委員長

それは紛らわしくないですが、これは規則なので、「in○○」と書くわけにはいかないのではないのでしょうか。

○堀幹事

そういうことになるんですか。

○光石委員長

はい。そのように思います。

○明和委員

これは、山極さんの時に始まったのでしょうか。

○光石委員長

いつ始まったかは、私は承知していません。

○明和委員

あまり長い歴史があるわけではない。何かのきっかけ、動因があって、こうしたことが、地区会議とは別に作られたと思うのですけれども、その歴史的背景をご存知の方がおられたら教えてください。

○事務局

事務局でございます。地方学術会議については、地区会議と違って、現在は会則に規定があるわけではなくて、別途幹事会決定に基づいて開催されております。それが決定されたのは平成30年、山極会長の時かと思います。経緯は、詳しいところ、私も存じないですけれども、日本学術会議の地方移転という話が以前あったかと思います。そういったような話があり、地方における学術振興の取り組みが学術会議として強く求められている中で、地区会議の話とは別に、地方学術会議という取り組みをしようという、決定がなされたものであると考えております。ですので、実際の幹事会決定の中にも、「学術会議はこれまで進めてきた地方における学術の強化を図ることで、地方創生へのより一層の貢献を図る」というようなことが入っております。具体的な中身としては、先ほど三枝先生からもお話がありました通り、地域のリーダー等を巻き込んだ意見交換でございますとか、開催地の企業や地方自治体などとの交流を図るとかいったようなことが含まれておりますので、どちらかという、地区会議がまさに地区における学術会議の活動なのに対して、地方学術会議は学術会議自体が、地方で、外の人たち、必ずしもアカデミアの人たちではない人たちとも含めて、いろんな交流や、貢献をしていくというようなコンセプトであったのかなと思います。

○光石委員長

はい。ありがとうございます。

○川嶋委員

今ちょうど法人化になるということでもありますし、法人の支部を地方に置くという発想の方が、何かスマートのような感じがいたします。そうしましたら、結局、予算の関係でも、その地区が何か独立的な単位になるのではなくて、あくまでも本体である日本学術会議が、地方でいろんなことを開催するという、資金を提供するということが明らかに

と思います。以前、統合するというような話が出ていたような気がしますので、結局統合して実施する活動を、両方合わせたような活動を書けばいいだけの話ではないかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○光石委員長

はい。主体にどちらに重きがあるのかが違うというようには思われます。

○川嶋委員

地方の支部でも、自治的に何か決定することができるけれども、また中央と連携して何か活動を行うこともできるというようなことを書いておけば、両方、自治的な活動も、あるいは中央からの活動もそこで行うことができるというような気がするのですが、いかがでしょうか。

○光石委員長

はい。書き振りが少し難しいかもしれません。

○事務局調整官

実は、この地方学術会議に関しまして、私の知っているところでは、平成 29 年に、平成 30 年の機構定員要求をするその時、私、官房人事課におりまして、機構定員要求するときに、先ほど企画課長がおっしゃった昭和 63 年に首都機能移転という閣議決定がありまして。その時、当時、総理府からは日本学術会議を地方に移転させるという閣議決定がされていました。それを踏まえて、その期限が平成 30 年目前に迫っていた時に、当時の査定当局から、内閣府どうするんだということで、当時の要求で、一度会長とかあとは審議、国際室などは、もともと移転予定がみなとみらいの跡地だったものですから、そこに移転して会場借り上げて、国会とか予算を担当する企画課と、管理課はこのまま引き継ぎ、この日学庁舎に残すというような予算要求を実はしました。ただし、その時に、様々なところから移転なんて現実的では無いだろうという議論があって、結局うやむやにするような形になりました。その際に出てきたのが、地方でもこの日本学術会議をやると言った知恵出しをした人がいて、確かこの地方学術会議という名称で平成 30 年から始まったと、私は記憶しております。以上です。

○光石委員長

はい。このような歴史的な背景があるようです。集会とすると、少々意味合いが狭くなってしまうように感じられるのであれば、そのままにしておきます。川嶋先生のご意見のように両方統合してしまうという方法もあるかもしれません。

○磯委員

現状の規定を見ても区別がよくわからないので、統合するにしろしないにしろ、地区会議

と地方学術会議の内容を整理しないと、混乱するかと思います。

○光石委員長

はい。実態はそのようなことですので、事務局と少し書き振りを検討したいと思います。
ありがとうございます。

○明和委員

先ほどの川嶋先生のコメントを聞いて、私も思ったのですけれども、法人化以降の学術会議の役割については、市民、地域、社会を宛先とし、そこに科学がいかに関与できるかが重要な一つの機能になります。そういった意味で、「学術会議 in 地方」レベルの集会ではなく、学術会議を、地域、地方と直接つながりながら機能を果たすという、明確な位置づけが必要かと思います。機能をアピールするという点でも、集会ではなく名称を変える方がいいのではないかと思います。地方自治体固有の様々な社会課題、人口減少もそうですし、環境問題もそうですが、そうしたことに学術会議が一緒に取り組む姿勢を見せることこそが大事である気がしました。

○磯委員

確かに地方学術会議集会、学術集会という名称が、違和感があるのは、分野によるかと思います。第二部の多くの学術集会においては、その中に市民講座が入ることは盛んに行われています。学術集会と言ったら、研究者だけが行っているという意味合いにはならないと思います。

○三枝委員

あとは、現実的にやりたいことは次期においても、例えば、学術を核とした地方活性化のような活動を、実質的にできれば良いので。もう一つの方法は地方学術会議という項目を、この位置からは一旦消して、地区会議一本にしまして、広報活動ですとか、その他の新しい委員会がございますよね。企画委員会ですとか。広報活動は本当にレベルを上げてというか、大きく活動しないといけないと思いますので、その中に、地方において地区会議と協力して地区のリーダーとの対話や学術集会を行うという機能をそちらに入れるのもいいのではないかと、思っております。以上です。

○光石委員長

別表第2を見ていただきますと、三枝先生が今言っていたのは、社会活動・広報委員会のことだと思います。ここに地区会議、および地方学術会議か集会かに関することは、位置づけられています。

○三枝委員

はい、ありがとうございます。ここに地区会議・地方活性化に関する活動を入れ、どこで

も、どんなテーマでもできるようにしておくと、今の地方学術会議という規則というか、規定を消しても、もっと自由にできるのではないかと思った次第です。以上です。

○光石委員長

はい。どうするかはもう少し検討したいと思います。

○沖委員

多分皆さんの混乱のものは、日本学術会議というのが組織名であるにも関わらず、地区会議というのは実はイベントの名前であるということが、混乱のもとではないかと思います。支部の方が組織を意味しているので、その辺を揃えようというのが今回の案だったのが、文章だけではそれがうまく、このメンバーでも伝わらないということは、やはりちょっと文章を考え直さなければいけないということだと思いますので、趣旨は皆さん別に何の異論も持ちではないように思いました。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。会議という名前がいろいろな意味で使われているのが、混乱のもとであると、確かにそうです。

○沖委員

はい、そうです。

○光石委員長

はい。そこが明確になるようにしたいと思います。日本学術会議はそもそも会議という名前になっていますので、そこは変えられないと思います。事務局と知恵を絞りたいと思います。その後に、また皆さんにお諮りしたいと思います。

では、次に 27 ページです。人文社会科学の件です。ちなみに第二部は「生命科学」になっており、第三部は「理学及び工学を中心」です。今まで、第一部は「人文科学」ということですが、社会科学も入れた方がいいであろうということで、一方、人文科学か人文学かという議論もあるところです。「人文及び社会科学」という、何とでも取れるようにというのも変ですが、「人文及び社会科学」としてはどうでしょうか。これが案です。

○明和委員

この文言はシンプルだけど、白熱する議論が巻き起こる可能性があります。ぜひ日比谷先生からご意見を頂戴したいと思います。私にとっては、さほど大きなことではないと感じても、人文系の先生方にとってはすごく重大な問題だと認識される方もいらっしゃるはずです。

○日比谷副委員長

はい。ご指名ですので。伝統的な文学部というのは、哲・史・文という、お若い方もうあんまり知らないかもしれませんが、そこから出発していると。その一翼を非常に強く担っている文学と、私の言語は一緒になっていまして。文学の会員に聞いたところ、今の文学を専門とする連携会員等にもそれなりに意見照会をしていると思いますが。人文学にそんなにこだわりはないと、その人たちは言います。ただ、一般論としては、一概に言えませんが、年齢層が高くなれば高くなるほど、人文学だという方は増えてくると思います。

実はICUに人文科学というデパートメントがあります。ここは人文科学と明確に入っているのですが、英語名はDepartment of Humanitiesで、日本語に普通にすると人文学になると思いますけど、そこは、ちょっと曖昧というか、そんな感じになっていて。私はずっとそういう中にいました。人文学に強い思いを持っている人もいます。人文学とも書いてないけど、人文科学と繋がらないようになっている。苦肉の策だと思います。現行の第11条は明確に人文科学となっているので。そこに抵抗を感じる人はそれなりにいるかと思うので、そうすると、これが苦肉の策かという感じです。

○吉田委員

この問題は実は4月の総会の憲章を検討するときに、第一部のその時集まった方々にどうしますかと話を聞きました。その時に人文と社会を明確に分けてほしいという意見はもちろん出ました。ただ、人文学にこだわるのか、あるいは人文科学でもいいのかということについては、その時、出席された方々の中で、特にこれでない困るという強い意見があったわけではないです。なので、もう一度意見を集約せよということであれば、それはしみますけれども、ここで人文学とも人文科学とも書いてないのがミソで、ある意味、「人文及び社会科学」の中で、人によっては人文科学とも読み込んでもらえますし、あるいは人によっては人文と書いてあって、科学とついていないことでもって、人文学と読み込んでくれる人もいるのではないかと思いますので、とりあえずはこれでいいかなと思います。どうしてもこだわりがあるという、こだわりというか、その意見の集約をせよということであれば、第一部の方々にご意見を聞いて集約することは可能です。以上です。

○川嶋委員

私も皆様のご意見に近いですが、ちょっと調べてみたら、例えば文部科学省のホームページでは、「人文学及び社会科学」というような表現を使っておられます。それから、もうこれ皆さんご存知のように、大学の学部なんかでも、「人文社会学部」、「・」を入れないで、人文社会というのをひとまとめにして学部と表現しているところもあるみたいです。それから、例の科学技術・イノベーション基本法ですけれども、これによりますと、自然科学というのと対比する形で人文科学という表現が取られております。従いまして、この場合の人文科学は、おそらく社会科学も含んだ意味での人文科学という表現ではないかなと思います。

それから、前回、光石先生が、こういう法律あるいはその規範の条文に「・」を入れるの

がどうかというようなお話をされて、普通、基本法の中には、憲民刑商、それから民訴刑訴とか、そういう基本法の中には「・」が入っている条文はないと思うのですが、なんと「科学技術・イノベーション基本法」という法律に「・」が使われていますので、そこで法律名に使っていたら何に使ってもいいのではないかと、何に使ってもいいという言い方は、ちょっと失礼かも知れませんが、日本学術会議の会則に使うということは全く問題がないと思います。そうだとすると、ちょっと三部とアンバランスになる可能性はあるのですが、選択肢としては、「人文・社会科学」という選択肢もあります。そのことをおそらくここで「人文及び社会科学」と表現されているとしたら、結論的には私はこの表現でいいのではないかなと思いました。以上でございます。

○沖委員

私は科学技術・イノベーション基本法の話が出ないのであれば、言わなきゃと思って手を挙げただけですので、もう川嶋先生が言を尽くしていただきました。人文科学という言葉で社会科学を包含するというのが日本の法律になっているのかな。そうでなければ、科学技術・イノベーション基本法に、人文科学に社会科学が入ってないとすると、またそれはそれで、おかしいと感じますので。その辺の統一性をどう考えるかということですが。ただ、こういう言い方をすると怒られるかもしれませんが、日本学術会議については、学者の考えで、考えというか、学者の思いが反映されるのが大事だと思います。とすると、第一部の方がやはり一番満足し、違和感のない定義になっているのがよろしいのではないかなと思います。以上です。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。

「人文及び社会科学」でとりあえず置いておきましょうか。よろしいですか。第七期基本計画を検討している人は、そういうことはあまり考えてなかったのではないかと思います。

○尾崎委員

第一部の話ではなく、第三部のところに「理学及び工学」と書かれているのですが、ご承知の通り、生命科学の中には理学の要素がかなり含まれています。沖先生、これはこのままでよろしいのでしょうか。「理学」という表現でよいのか、細かいことかもしれませんが、少し気になりましたので確認させていただければと思います。

○沖委員

いや、それは非常に大事な点ですが。逆に、どうでしょうね。中間的な分野も今いっぱいあるので。

○尾崎委員

その通りです。

○沖委員

中心とするというので、読んでいただくのではどうでしょう。

○尾崎委員

はい。十分理解しております。

○沖委員

いや、先生のおっしゃるのを厳密にやるとすれば、「生命科学以外の理学及び」ということになりますね。

○尾崎委員

趣旨は理解できますが、表現として少し違和感を覚えたものですから。

○沖委員

はい。おっしゃる通りですね。

○光石委員長

当面、これでいいでしょうか。「・」を「及び」に置き換えるということで。

○尾崎委員

最近では「情報」という言葉も使われていますね。よく言われているように、第三部では「情報及び工学」といった表現もなされているかと思います。

○光石委員長

それはそうではないかと。

○尾崎委員

そうではないのですね。

○光石委員長

理学と工学は似て非なるものです。

○尾崎委員

承知いたしました。

○光石委員長

第一部、二部、三部も今度はフレキシブルに変更可能ですので、議論が熟したらいかよう

にも変更していただければと思います。それでは、当面そのようしておきましょう。

次は 33 ページ、「会員は少なくとも一つの分野別委員会に所属するものとし」という箇所です。これは単純に委員会ですと必ずしもわからないということですので、分野別委員会と規定するというところでよろしいでしょうか。

これは特にご意見ないようですので。そのようにしたいと思います。

次に 36 ページからで、事務局に関するところです。「学術会議に、学術会議に関する事務を処理するため、事務局を置く。」その次に第 4 項のところで、「事務局長は総会において議長を補佐し、必要な場合には意見を述べることができる。」また、「事務局長は役員会、会員候補者選考委員会、選定助言委員会、運営助言委員会、部会、連合部会及び委員会に出席し、意見を述べることができる」というのを加えておいてはどうでしょうかということです。いかがでしょうか。発言しやすくなると思います。

○川嶋委員

この事務局に関する 4 項と 5 項の書き振りですけれども、4 項は「必要な場合には」という表現があって、5 項には特にそういう表現はないですけれども、基本的にはこれ同じということではよろしいでしょうか。

○光石委員長

私はそのように理解しております。

○川嶋委員

必要以外に述べることはないと思いますので、問題はないのかとは思うのです。ただ、4 項の書き振りでしたら、例えば議長をやっておられる会長から何か発言を求められた時には、意見を述べるというような感じがよくわかるのですけれども、5 項の場合には、それぞれのところに出かけて行って、何か意見を述べるができるみたいな感じにも読めて、どうなのかなと思います。ちょっとニュアンスが違うかなと思ったのです。

○光石委員長

事務局どうでしょうか。要は 5 項に「必要な場合には」というのを入れておいてはどうかという意見とも理解しましたが。

○川嶋委員

そういうことです。ありがとうございます。

○事務局

はい。ここは、おそらく現行の事務局組織規則の規定振りをそのまま引っ張ってきているだけかなと思います。ただおっしゃる通り、必要がない場合に意見を述べるということはありませんかなと思いますので、必要な場合にはというのを追加することも可能かとは思いま

す。

○川嶋委員

ありがとうございます。「出席し、必要な場合には意見を述べることができる」と書いていただければ、4項、5項平仄合うのではないかなと思いました。

○光石委員長

はい。平仄が合っていないと、別のことを考える可能性があるということだと思います。

○吉田委員

この5項の方の「出席し」というのは、これは「出席することができる」につながるのか、それとは別に出席はマストなのでしょうか。

○光石委員長

することができると思いますが、紛らわしいでしょうか。

○吉田委員

いや、法律上そういう形で読み込むことができるというのであればそれでいいですが、日本語としてパッと読むと、この出席しはなんなんだろうなという気がするということです。

○沖委員

いいですか。いや、結局、4と5で、どちらも「必要な場合には」を入れたら、一緒にしたらいいのではないかということになると思うのですが、そこで吉田先生のご指摘が生きてきて、総会、幹事会は事務局長は必ず出るので「出席し」が要らない。ところが、部会や連合部会、委員会は、必ずしも事務局長は出ないので、出席することもできないと意見も言えないので、4と5は分かれているというのは私の理解です。なので、出席することもできて、出席して意見を述べることができるということかと思いました。

それで私の質問は事務局長だけでいいのでしょうか。つまり、実質、事務局長は全部掌握されているとは思いますが、必要に応じて事務局の方に話を振ることもあって。それは、原則まかりならないというのはちょっとどうかと思います。

○光石委員長

そうですね。そこはどうでしょうか。「必要な場合には」を、例えば「出席し」の後ではなくて、「委員会に必要な場合には出席し意見を述べることができる」ではどうでしょうか。

事務局長だけでいいのかということについて、右側が現行法でしょうか。今は事務局長という表現に今はなっています。この辺り、事務局どうでしょうか。

○事務局

そうですね。ここは、もちろん例えば「職員は」とか書くこともできないわけではないと思います。あとは事務局の規定はこれで終わるわけではなくて、下のレベルでもいろいろ書きますので、そういったところも含めてというところかなと思います。こういう意見を述べるができるというような規定は現行規定も事務局長にしかなくて、次長以下は、特にそういうような規定は今はないということです。

○光石委員長

現実的には幹事会、今度、役員会になりますが、事務局長だけではないと思います。総会もそうですね。

○事務局

意見となっていますので、我々なり、もうちょっと下のレベルの者が、発言させていただくのは、ご説明とかそういうような扱いになっているのかと思います。

○光石委員長

説明と意見は違うということですね。大学にもよると思いますが、事務局長レベルの方が、副の長になっているところもありますよね。そういうレベルの意見ということでしょうか。

○事務局長

はい。今までのお話に尽きるのかもしれませんが、おそらくここで意見と言っているのは、何か聞かれたら答えるとかいうことではなくて、事務局として、統一的なことを言わないといけない、会員の皆様に対して言わないといけない時にその代表者たる事務局長が、その権限を行使するということを明確にしたということであって、この規定が他の職員の出席を排除したりとかいうことではないと私は認識しております。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。例えば、第5項に委員会に、「必要な場合には出席し意見を述べるができる」にすると、何か支障が生じますでしょうか。あるいは、「出席し、必要があれば意見を述べるができる」。「必要な場合には」をどちらに置いてもいいのではあります。

○事務局長

支障はないと思います。

○光石委員長

平仄があってないと、良くないことであれば、「必要な場合には」をどこかに入れるとい

うことにしてはと思います。

○磯委員

「委員会に」の後に「、」を加えて、「必要な場合には意見を述べることができる」とし、「出席し」は、いらないのではないのでしょうか。

○光石委員長

出席して意見を述べないこともあるかもしれません。

○磯委員

まずは、出席します。

○光石委員長

出席はするけど、意見は述べないかもしれません。先ほどの沖先生の説明によれば、総会には必ず出席するが、委員会等には出るかどうか分からないので、「出席し」も入っているということです。あってもいいと思います。

○磯委員

役員会も必ず出席するのが、これまでの慣例です。

○光石委員長

そうですね。

○沖委員

いや、部会には出ないと思うので。ですから、それ一緒にした場合には、そこが綺麗にはならないです。平仄揃わないです。

○磯委員

確かに。

○光石委員長

役員会もマストではないかもしれません。「委員会に、必要な場合には出席し意見を述べるができる」ということにしたいと思います。ありがとうございます。

後は表です。別表第1は先ほどの算用数字と漢数字が多少気にはなります。別表第1は変わらず、別表第2の企画委員会が「中期的な活動計画及び年度計画等の実現等に関すること」と、「外部資金等の戦略に関すること」。自己資金の戦略に関することは議論しなくていいのかということが、気にならないでもないです。財務委員会が「学術会議に係る予算・決算に関すること。」社会活動・広報委員会は、地区会議・地方学術集会の文言が変わる可能

性があります。意思の表出対応委員会ですが、「役員会」が、「会長」が意思の表出対応委員会の審議事項から除くものとして決定した事項を除く、という文言が入っています。

自己点検の下にもう一行あり、会長候補者選考委員会は「会長候補者の選考に関する」とページをまたいであります。これが別表第2です。

別表第3も見えておきます。別表第3はこのような形で書いてあります。これは皆さんにご相談ですが、この書き方をすると、あたかも左側が第一部で、真中が第二部で、右側が第三部と私達もよく勘違いします。このような書き方がいいのか、あるいは長くなってしまうのですが、別表第3は縦に書き並べるのがいいのか、いかがでしょうか。そもそも表にする必要がありますでしょうか。

○日比谷副委員長

縦に並べても、読む人が見れば、この10個ずつ、一と二と三で並んでいるとすぐ分かってしまうと思うので、縦にするのはあまり問題の解決にならないように私は思います。

○光石委員長

今、環境学はセクション4に入っていますので、環境学をどこに書くのがよいのかという議論もあるかもしれません。このままでいいということであれば、もちろんこのままでいいです。別表第2と第3について、いかがでしょうか。別表第3はこのままでいいですか。確かにあまり解決にはならないですね。特にご意見がないようですので、別表第3はこのままにします。別表第2はいかがでしょうか。

○吉田委員

基本的にはいいと思いますが、ちょっと紛らわしいなというのは、例えば企画委員会とそれから中期計画と年度計画のところで、企画委員会は中期計画等の「実現」になっていて、下の方の中期的な活動計画の方は、「に關すること」になっていて、実際に計画を立てるのは下の方の委員会で、その実現を図るのが企画委員会だというそういう書き分けでしょうか。そうすると、どう仕事の中身が変わってくるのですかというのが、よくこれではわからないですが、何か明確な区分はできているのでしょうか。

○光石委員長

私の理解では、中期計画と年度計画について総会に案を出さないといけないので、それを策定するのがこの中期的な活動計画・年度計画委員会で、それを実行に落とし込むのが、企画委員会と理解しています。事務局、もしそうではないというのであればお願いします。

○事務局

その通りかと思います。中期的な活動計画委員会の方はおっしゃる通り、中期的な活動計画、年度計画を総会に諮るための案、あるいは修正するときのその修正案、こういったものの案を作っていただくことを想定しています。実際の活動は、当然この計画に基づいて様々

な活動が行われますので、具体的にそれに基づいて、どういう取り組みを学術会議としてやっていくかというようなグランドデザインを描いていただくのが企画委員会と認識をしています。

○事務局

失礼します。ちょっと補足いたします。中期的な活動計画及び年度計画等の実現等というところで等を入れているところですが、今期のように、会長がアクションプランのような形で、中期的な活動計画、年度計画以外のところで何かそういった具体的な行動計画的なものを策定された時などにも対応できるように等を一応入れさせていただいております。以上です。

○光石委員長

それは企画委員会の方でしょうか。明確にしようと思うと、中期的な活動計画・年度計画委員会の方には、「これらの計画の策定に関すること」としておけば、もう少し明確になると思います。どうでしょうか。

吉田先生、もしご意見があればお願いします。

○吉田委員

分かりました。計画策定と、計画の実行というところで分かれると。その計画の実行の度合いがどうなっているかというのが、自己点検評価でやるということですか。

○光石委員長

企画委員会自身でも見るでしょうし、自己点検評価でもみることになると思います。

○吉田委員

これ、どういう活動していくかって、やはり学術会議の基本になりますけれども、それを、計画を作るところ、計画を実施するところ、その計画がどこまで実現できたかっていうことを評価するところと、三つの部門に分かれて見ていくという。そういう理解でよろしいということでしょうか。

○光石委員長

そうですね。はい。

○吉田委員

わかりました。

○光石委員長

なかなか切れないところはあるかもしれません。

○吉田委員

そうなんですよ。だから、例えばそういう時に、両方の委員会で一緒にやるとか、そういうことも往々に出てくると思うのですが、逆にそこで何か、切り分けをある程度先にするのがいいのか、何かあれば一緒にやるという形で考えておくのがいいのか。それはちょっと迷うところですけども。とりあえず分かりました。

○光石委員長

はい。計画の策定をするときに、企画委員会と一緒に開催してもいいかもしれません。特に、年度計画では、前の年はどうであったのかということが議題になると思いますので、企画委員会、あるいは自己点検とも関係する可能性はあると思います。一応は分けておくということかと思いますが、合同で開催するほうが効率的かもしれません。

○吉田委員

ありがとうございます。

もう1点すいません。これで最後です。財務と企画の話で外部資金の話は企画にも出ています。財務が基本的な予算・決算のことになるのですが、この外部資金の問題が今後どれほど重要になってくるか、ちょっとよく見えないところもあるのですが、その問題は財務とはとりあえずは切り離して考えていくということによろしいでしょうか。

○光石委員長

ここもなかなか切り離せないと思います、実際には。それを言うと、どれもこれも切り離せなくなってしまうので、財務の計画を立てるところは財務と置いておき、どこから外部資金を集めてくるのかという戦略は企画委員会だと思います。完全に切り分けるということは無理だと思います。合同で会議を開催し、切り分けない方がむしろうまくいくことも多いと思います。

○吉田委員

はい。ありがとうございました。以上です。

○光石委員長

自己資金はどうするのか。自己資金というのは、例えば、シンポジウム等で稼ぐなどというのはどこで議論するのかは少々気になります。

○川嶋委員

私も先ほどの下から二行目は、策定を入れればいいのかということで、それを入れるということで、それで、よろしいのではないかなと思いました。

それから、もう一つはその一つ上の意思の表出対応委員会の中に、括弧書きで、「会長が意

思の表出対応委員会の審議事項から除くものとして決定した事項を除く」と、こういうふう
にわざわざ書かれていることの意味は、どこにあるのかということをお聞きしたいです。つ
まり、具体的に例えばどういうことがこれに含まれるのかということをお聞きできればと思
います。

○光石委員長

はい。事務局をお願いしてもいいでしょうか。

○事務局

はい。意思の表出の対応委員会では、査読ですとか、いろんな手続・助言を行っていらっ
しゃると思いますけれども、例えば緊急に意思の表出を発出しなければならない場合ですと
か、意思の表出の性質に鑑みて、対応委員会の助言などを得ないことが適切と考えられる場
合というのがあり得るかと思ひまして、そちらは会長の方でお決めいただいて、委員会の審
議事項から除くということとしてはどうかと考えております。

○川嶋委員

なるほど。緊急事態に対応するための、セーフガードと言いますか、手続を場合によつて
はスキップしたりするようなことをここで考えられているということですね。はい、ありが
とうございます。

○光石委員長

それを書いておく必要がありますでしょうか。緊急の場合には、もちろん対応委員会をス
キップすることはあり得ますが、わざわざ括弧書きしてここに書く必要がありますでしょ
うか。別のところで定めてもいいのではないのでしょうか。

○磯委員

意思の表出の手続きに関する規程を現在作成していますが、勧告や答申は、科学的助言等
対応委員会の所掌ではないので、そこで査読は行いません。今、会長がおっしゃったよう
に、括弧内は削っても、他に規程で書かれているので、いいのではと思いました。

もう一点、中期的な活動計画・年度計画委員会の件ですが、中期的な活動計画を途中で修
正するということが、あり得るのではないかと思い、企画委員会と合わせて、「策定等」と
して、「等」を入れておいた方がよいのではと思いました。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。「策定等」にするか、「策定・変更に関すること」、「策定変
更等」としてもいいかもしれません。

○磯委員

改訂といった意味合いを入れておいた方がいいかと思います。

○光石委員長

そうですね。作成だけではなくということですね。ありがとうございます。

○三枝委員

「策定」と言いますと、決定するところまで入ってしまうので、「立案」にしておいた方がいいかでしょうか。ここの委員会が計画を立案しまして、役員会なり総会なり通していくでしょうから、立案がよいかと思いました。

次に、外部資金等のところですけども、企画委員会に入っている外部資金等の言葉については、月末の幹事会懇談会にかけたいと思っているのが、外部資金等獲得に関する基本指針であり、ワーキンググループで案を作っている文章の中では、「外部資金等」という言葉を使いまして、それを「日本学術会議の資金（外部資金及び自己資金のうち、基盤的経費として政府から受ける補助金を除く資金）を言う」と定義した上で、「外部資金等」という言葉を使うこととしております。もしよろしければ月末に議論できればと思いました。

○光石委員長

はい。あの文章ではそのようになったのですね。

○三枝委員

そうです。どうにかしないといけないので、今のところそうしているんですけど、それではよろしければ、ここは外部資金等でいいのかなと思いました。

それから、企画委員会と財務委員会の役割分担ですけども、この後、月末に詳しくご覧頂ければと思いますけれども、今のところ、外部資金等の獲得に関わる積極的な広報ですとか、働きかけに関しては、企画委員会が担うとし、それが、外部資金等を獲得するための申請の段階に至りますと、外部資金等審査委員会が審査することとし、受け入れを可とするものに対して、財務委員会が引き取って、執行計画を策定するようなことを考えておりまして。そのように、企画委員会と財務委員会は、協力しつつ、流れの中での役割分担しつつ、進めていけるのかなと思っております。以上です。

○光石委員長

はい。ここは、実際に走らせながら多少文言は変更していただけるといいと思います。ありがとうございます。

以上が、前回の議論から変わっているところです。先ほど申し上げましたように、あと2回ありますので、今回は、第一章から四章、十四章が間にあうかどうか分かりませんが、そこがあります。この五章から十三章についても、気になるころがあれば議論したいと思います。今もし、どこか、ここはどうかというところがあれば、ご発言いただければと思いま

す。前回からあまり時間が経っていませんので、次回に気になるところを今回のところも含めてご発言いただければと思います。よろしいでしょうか。

○川嶋委員

選定助言委員会の議事というところで、ページは青の4ページです。選定助言委員会の議事の中に、第3項でこれを公開すると書かれていまして、「必要があると認める場合、委員長は議決を経て非公開とすることができる」と書いてあるのですけれども、これは特にここに、公開を入れる意味というのは、どうなんでしょうか。というのは、一応委員会は公開するというのが、もともと原則だったので、それがかかってくるのかも思います。それから附帯決議の中に、確か選定助言委員会も含めてすべて議事録の公表と、それから透明性の確保が書いてあったと思いますので、それを反映する形でこういうふうに入れられたのかとも思いますが、そのあたり教えていただければと思います。

○光石委員長

はい。事務局に答えていただいた方がいいと思います。すべての委員会は基本的に公開で、必要と認められる場合には云々というのがかかっていると私は認識しています。それがここに改めて書いてある意味でしょうか。事務局、これどうでしょうか。

○事務局

そうですね。委員会等について、基本的には全部公開を原則として、必要な場合には、非公開にできるというような形にさせていただいていまして、例外として、会員候補者選定委員会については、まさに人事を扱うものでございますので、その規定を置いていない。こちらの方がむしろ例外ということでございます。選定助言委員会自体は、確かに会員の選定に関わる委員会ではあるのですが、職務としては、選定方針の案の作成に関し、意見を述べることと、選定委員会の諮問に応じて意見を述べること。ちょっと2号の方は分かりませんが、少なくとも1号は選定方針の案ですので、人事そのものを、要するに個別のお名前を、お諮りするわけではないので、原則公表としておいても特に問題はないのかなと考えております。

○光石委員長

ここに、わざわざ、これを公開すると書いてある意味は。

○事務局

運営助言委員会とかも同じような書き振りにしております。

○光石委員長

全部にかかるように、どこかに書くわけにはいかないでしょうか。これは、そういうものではないのでしょうか。

○事務局

全部にかかるように書こうとしたのですが、ちょっと技術的に難しくて、このようになっています。

○光石委員長

ということだそうです。もう一度検討してみてください。

○川嶋委員

そうですね。一応、総会は公開ということだし、それから部会であるとか、委員会なんかも公開というのがありますので、もしも個別に書いた場合には、個別に書いていない委員会のところは総則的な一般的な規定が適用されるという形になるのでしょうか。ちょっとアンバランスな感じがしまして、二重に委員会にかかっていくような。その委員会の種別が違うといえば違うのですけれども、総則的なところで、こういう選定助言委員会とか、運営助言委員会とか、こういうところの公開というのも、個別に委員会名を挙げて書けば公開になるような気もするのですが、やはり難しいでしょうか。

○光石委員長

少し意味は違うかもしれませんが、現行法では辿っていくと、実は公開となっているのではないのでしょうか。

○川嶋委員

そうでしたね。はい。

○光石委員長

はい。そこはもう一度見てみます。

○川嶋委員

そうですね。今、先生おっしゃられたような準用規定でもいいのかもわからないですね。総会の公開規定が、部会とか委員会に準用されていたということですので、同じように、総会が最高の意思決定機関ですので、それを、他のところにも準用する。会則ですから、それで準用をするというのも、いいのではないかなと思いますけど。ちょっと技術的に考えていただければと思います。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

結構大部ですので、今すべてに目を通すというのは難しいかもしれませんので、見ておいていただき、次回にもし何かあれば、ご意見をいただくということにしたいと思います。そ

のようにする方が時間効率としてはいいと思います。

もし今何か発言があればお願いします。よろしいでしょうか。見ておいていただくということでもよろしいでしょうか。

○川嶋委員

すみません、もう一点だけですけれども。法律の30条に相当する青の7ページの一番上ですけれども、会員の候補者の選定という項目が左にあって、これに対応する会員の選任手続は、特に書かれていないように思うのですけれども。これはおそらくこの法律に結構詳しく書いているから、特に会則でそれをさらに詳しく書く必要はないのではないかということだと思うのですけれども、これはちょっと一般的な考え方としまして、この30条2項に、「会員候補者選定委員会は、会員、大学、研究機関、学会、経済団体、その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めること」という文言があります。このあたりはやはりこのその他の民間の団体とかいうところも、もう少し、具体化した方がいいのではないかということを私は思いました。その時にちょっと参考になるかと思うのは、1999年の司法制度改革審議会です。それはこれまで、ほとんど聖域だった裁判所をどう改革していくのかという問題で、その委員として、もちろん利害関係人である裁判所とか、弁護士とか、あるいは検察庁、法務省それから大学の先生とか、そういう人も入っていたのですけれども、特色としまして、実は経済団体の人も入っておられて、それからそれと対応すると言いますか、対等の立場の、ある意味での受益者、あるいは利用者ということで、労働団体とか消費者団体の人たちも、政府の、内閣府に置かれた司法制度改革審議会のメンバーとして入っておられたというのもあります。当時とちょっと変わっているのですが、現在では福祉団体なんかも含まれるかなと思いました。ここでは経済団体しか上がっていなかったのですが、もう少し、労働団体とか消費者団体とか福祉団体とか、あまり特定してしまってもどうかとも思います。等とかその他を書けばいいでしょうけれども、何か、もう少し配慮をすればどうかと思いました。ただ、意見に過ぎません。ありがとうございます。

○光石委員長

私の理解では、一番左の欄は新しい法律に書かれている文言なので、この左の欄を私達が変わるわけにはいかないのではないのでしょうか。

○川嶋委員

いや、その左の欄を具体化するための。

○光石委員長

そういうことです。

○川嶋委員

そうです。会則とか、あるいは内規でも結構ですけれども、何かもう少し書けば、目配せ

を広くしているということがわかるかと思いました。ありがとうございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。

ここは会員候補者選定委員会が定めるということで、簡単に終わってしまっていますので、この規定に今、先生がおっしゃられたようなことを盛り込むということでしょうか。

○川嶋委員

そうですね。ここではなくても、もう少し下位の内規でもいいかと思います。指針とか何か、そういうもの、申合せでもなんでもいいですけども、一応、いろんなところに、研究者っていうのはいらっしゃると思いますので、そういうところから広く情報を得るという意味ではいいのではないかなと思いました。

○光石委員長

はい。会員候補者選定委員会も、今回のテンポラリーなものと、平常時とでは多少変わるかもしれません。きっと変わると思います。

○事務局

事務局でございます。おっしゃる通り、法律第 30 条で決まっていることは、これは法律に書いてあるので、そのまましなければいけないわけですが、それぞれの細かい部分については、法第 31 条に基づく選定方針、会員候補者選定委員会が、選定助言委員会の意見を聞いて案を作成して、総会で最後に決定するものですが、その中に、例えば推薦にあたっての細かい話とか、そのための基準とかを書くというのは一つあるかと思います。それ以外の本当に細かい手続的な話であれば、ここに書いてある会則の第 5 項等に基づいて、会員候補者選定委員会が別途定めるということもあり得るのかなと思っております。

○光石委員長

はい。ということでよろしいでしょうか。

○川嶋委員

結構でございます。ありがとうございます。

○光石委員長

他にはいかがでしょうか。先ほどから何度も言っていますように、大部ですので、もう一度よく見ていただいて、それでご意見あれば、次回は 7 月 7 日火曜日の 17 時からと予定されていますので、その時まで見ておいていただいて、もし何かあればそこでご発言いただければと思います。

今日は以上としたいと思います。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ました。また次回よろしくお願いいたします。